

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の貸切バスに関する公開情報を元に作成し、会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報(H31.1.4 第 486 号より)

●タイヤチェーンを取り付けていない車両の通行禁止について

平成 30 年 12 月 14 日付けで「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」が改正されました。

今後、大雪時に道路管理者が定めた区間において、標識を掲示することにより、タイヤチェーン未装着車の通行が禁止されることがあります。

自動車運送事業者の皆様におかれましては、下記の事項にご注意ください。

・直轄国道や高速道路においては大雪時にチェーン規制が実施される可能性があるため、道路情報に注意し、チェーン規制時には現地の道路管理者の指示に従う。

・降積雪期に、チェーン規制を実施することがある区間を通行予定の場合、タイヤチェーンの携行に努める。

詳細

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001110.html

●貸切バスの追突事故情報

12 月 28 日午前 8 時頃、千葉県の市道において、貸切バスが乗客 15 名を乗せ運行中、道路左側に駐車中のトラックに追突した。この事故により、乗客 1 名が重傷、14 名が軽傷を負った。